

鳥取県東部広域行政管理組合 会計年度任用職員募集要項（事務局勤務）

1 業務内容

パソコンを使用した文書作成、データ処理、申請書類の受理、発送、窓口・電話応対、その他一般事務

2 採用予定人数

1名

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※採用は条件付きとし、採用後1か月の勤務成績が良好であった場合、正式採用します。

4 勤務条件

○勤務場所 鳥取市鍛冶町18番地2

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局総務福祉課又は環境衛生課

○勤務時間 週30時間を基本とします。

（月曜日～金曜日の8時30分～17時15分の中で調整（週4日又は5日勤務）します。）

○報酬 月額160,100円+通勤費+期末手当・勤勉手当

○通勤費 通勤距離が片道2km以上の場合に距離数に応じて支給します。また、各種公共交通機関を利用する場合は、定期又は回数券利用に係る費用を支給します。

○駐車場 勤務場所に駐車場はありません。自家用車で通勤される場合は、自身で駐車場を確保してください。

○社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、災害補償が適用されます。

○休暇制度 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等を設けています。（有給・無給の休暇があります。）

○サービス 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。

※上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定等があった場合は、それによります。

5 応募条件

(1) 普通自動車免許（A T限定可）を有すること。

(2) パソコン（ワード、エクセル）の基本操作が可能であること。

6 応募できない者

(1) 地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人

○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

○鳥取県東部広域行政管理組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

○人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63

- 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
(2) 日本国籍を有していない人で、就労に制限のない在留の資格を取得していない人

7 応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、11の応募申込先まで持参又は郵送してください。
※持参の場合の受付時間は、8時30分から17時15分までです。ただし、土日祝日を除きます。
※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（事務局）応募」と明記してください。
※本組合が別で募集している消防局勤務の会計年度任用職員と重複して応募することはできません。既に消防局勤務の会計年度任用職員に応募している方で、本件募集への応募を希望する方は、8の応募締切までの間に申出があれば、本件募集への応募に変更することができます。

8 応募締切

令和8年2月25日（水）17時15分必着

※ただし、応募者数が一定数に達した場合、応募を締め切らせていただくことがあります。

9 選考方法

人物試験（個別面接による人物についての口述試験）による選考

10 試験日程等

- (1) 試験日 令和8年3月6日（金）（予定）
(2) 試験会場 鳥取県東部広域行政管理組合事務局（鳥取市鍛冶町18番地2）
(3) 試験結果 面接後7日以内に結果を通知します。

※試験時間等の詳細は、応募者に別途通知します。

11 応募申込先・お問合せ先

〒680-0052

鳥取市鍛冶町18番地2

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局総務福祉課

電話（0857）20-0119